



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

公募要領（文科省部分）

（平成21年度公募）

文部科学省・経済産業省・NEDO技術開発機構
橋渡し研究推進合同事業

「橋渡し研究支援推進プログラム」

平成21年6月

文部科学省

【ご注意】

本事業へのご提案には、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による申請を完了させた上で、文部科学省もしくはNEDO技術開発機構への提案書類（提出書類一式）の提出が必要です。当該システムの使用にあたっては、事前に研究機関及び研究者の登録が必要です。 ※e-Radによる申請手続きを行わないと、本事業への提案ができませんので、充分ご注意ください。

目 次

| | |
|-----------------------------------|----|
| 1.はじめに | 3 |
| 2. 目的 | 4 |
| 3. 公募の対象 | 4 |
| (1) 研究の種類、期間、規模 | 4 |
| (2) 研究体制 | 5 |
| (3) 研究の領域 | 5 |
| 4. 選定 | 6 |
| (1) 審査・選定方法 | 6 |
| (2) 選定の観点 | 6 |
| (3) 不合理な重複・過度の重複に対する措置 | 7 |
| (4) 他省庁を含む他の競争的資金等の受け入れ状況 | 8 |
| 5. 事業の実施 | 8 |
| (1) 事業の運営 | 8 |
| (2) 評価 | 8 |
| (3) 知的財産の取扱い | 9 |
| 6. 本事業の契約・経費等 | 9 |
| (1) 契約形態 | 9 |
| (2) 経費 | 9 |
| 7. 申請書類等の作成・提出方法 | 9 |
| (1) 郵送による紙媒体及び電子媒体の申請書類の提出 | 10 |
| (2) e-Radを用いた電子媒体の様式のアップロード、web入力 | 11 |
| 8. 公募から事業開始までのスケジュール | 12 |
| 9. 問い合わせ先 | 12 |
| (1) 書類作成・提出に関する問い合わせ先 | 12 |
| (2) e-Radに関する問い合わせ先 | 12 |
| (3) 制度に関する問い合わせ先 | 12 |
| 10. 留意事項 | 12 |
| (1) 不正使用及び不正受給に対する措置 | 12 |
| (2) 研究活動の不正行為が認められた場合の措置 | 13 |

| | |
|--|----|
| (3) 他の競争的資金制度で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置 | 14 |
| (4) 生命倫理及び安全対策等に係る留意事項並びに関係法令等に違反した場合の措置 | 14 |
| (5) 間接経費に係る領収書の保管に係る事項 | 15 |
| (6) 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく 体制整備等の実施状況報告書の提出について | 15 |
| (7) e-Rad上の課題等の情報の取扱い | 15 |
| (8) 府省共通研究開発管理システムからの政府研究開発DBへの情報提供等 | 16 |
| (9) 統合データベースへのデータ提供 | 16 |
| | |
| (別表1) 費目・種別一覧表 | 17 |
| (別添1) 予算決算及び会計令（抄） | 18 |
| (別添2) e-Radの利用方法 | 19 |
| (別添3) 動物実験、生命倫理・安全に関する取組みに関わる法令・指針等 | 24 |
| (別添4) 提案書様式 | 27 |
| (別添5) 提案内容に関わる確認書 | 43 |
| (別添6) 提出書類チェックシート | 44 |

1. はじめに

第3期「科学技術基本計画」（平成18年3月28日閣議決定）に基づき、総合科学技術会議が策定したライフサイエンス分野の「分野別推進戦略」では、戦略重点科学技術のひとつとして、「臨床研究・臨床への橋渡し研究」が掲げられ、文部科学省では平成19年度から「橋渡し研究支援推進プログラム」を実施しています。このプログラムでは、医療としての実用化が見込まれる有望な基礎研究シーズを有している大学等を対象に、それらのシーズを着実に実用化させ、国民の医療に資することを旨し、開発戦略や知財戦略の策定、試験物の製造などの橋渡し研究の支援を行う機能を拠点的に整備・強化してきました。

一方、革新的技術の開発を阻害している要因を克服するため、研究資金の特例や規制を担当する部局との並行協議など試行的に行う「革新的技術特区」、いわゆる「スーパー特区」を創設することとなりました（「経済財政改革の基本方針2008」経済財政諮問会議）。これは、従来の行政区域単位の特区でなく、テーマ重視の特区（複数拠点の研究者をネットワークで結んだ複合体）であることなどを特徴としています。平成20年7月25日から9月12日までの期間で、課題の公募を行い、健康研究推進会議として、書面評価（第1次評価）及びヒアリング評価（第2次評価）を行い、24件の課題をスーパー特区として採択することを決定しました。

これらのスーパー特区で採択になったテーマをはじめ、全国の大学・研究機関等における有望なシーズを対象に、橋渡し研究支援推進プログラムで整備した橋渡し拠点機能を活かして、臨床への橋渡し研究を加速するための研究費の支援を行うことにいたしました。申請を希望する大学、研究機関等は、本公募要領の内容に従い、平成21年7月21日（火曜日）までに必要な書類等を提出してください。

なお、同一の提案を文部科学省とNEDO技術開発機構の両方へ提出することはできません。提案先についてのご相談を、平成21年7月3日までの間受け付けておりますのでご利用ください。

本研究に申請を希望される大学、研究機関等は、本公募要領の内容をお読みいただき、必要な書類を作成の上、ご提出下さい。

本公募要領や提出書類の様式は、文部科学省ホームページ（<http://www.mext.go.jp/>）、ライフサイエンスポータルサイト（<http://www.lifescience.mext.go.jp/index.html>）及び独立行政法人科学技術振興機構研究振興支援業務室ホームページ（<http://www.jst.go.jp/keytech/>）において公開されます。

本プログラムに申請しようとする場合、以下のすべての要件を満たすことが求められます。

- ・次のいずれかに該当する国内の機関である必要があります。
 - ア) 大学、高等専門学校及び大学共同利用機関法人
 - イ) 公設の試験研究機関及び独立行政法人の研究機関
 - ウ) 法人格を有する民間等の研究機関・企業
- ・機関及び機関の長が次のア)～ウ)のすべての要件を満たしている必要があります。
 - ア) 「予算決算及び会計令」（昭和22年勅令第165号）第70条（別添1）の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人、又は被補助人であつて、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

イ)「予算決算及び会計令」第71条(別添1)の規定に該当しない者であること。

ウ)文部科学省から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

- ・課題が採択された場合に、「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領(平成19年2月制定、平成20年1月改正)」または「スーパー特区(先端医療開発特区)に関する委託契約事務処理要領(平成20年11月制定)」に基づいた委託契約を締結することができる機関であることが要件となります。
- ・課題が採択された場合に、課題の事業の実施に際し、所属機関の施設及び設備が使用できる機関であることが要件となります。
- ・課題が採択された場合に、課題の契約手続き等の事務を行うことができる機関であることが要件となります。
- ・「3. 公募対象」に記載された個別の公募課題ごとの要件を満たす必要があります。

2. 目的

全国の大学・研究機関が有する橋渡し研究を加速することを目的として、次の3つの研究と目標を設定します。

- ①スーパー特区研究：スーパー特区で採択となったテーマで、期間内にヒト対象の臨床研究を行う研究課題。期間内に臨床でのPOC (proof of concept) を取得することを目標とします。
- ②拠点活用研究A：①以外のテーマで、期間内にヒト対象の臨床研究を行う研究課題。期間内に臨床でのPOC (proof of concept) を取得することを目標とします。
- ③拠点活用研究B：①以外のテーマで、臨床研究に達するための非臨床研究。期間内に非臨床におけるPOCを確認することを目標とします。

3. 公募の対象

(1) 研究の期間、規模

①スーパー特区研究

平成21年度から原則として3～5年間の計画とします。契約は年度毎に行うものとし、開始期は契約が締結された日とし、終期は原則として年度末とします。

採択予定数は数課題程度。1課題あたり年間7000万円を上限とする規模を予定しています。

②拠点活用研究A

①以外の研究課題を対象とし、平成21年度から原則として3～5年間の計画とします。契約は年度毎に行うものとし、開始期は契約が締結された日とし、終期は原則として年度末とします。

採択予定数は数課題程度。1課題あたり年間7000万円を上限とする規模を予定しています。

③拠点活用研究B

①以外の研究課題を対象とし、平成21年度から原則として1～3年間の計画とします。成果が特に顕著な研究については、「拠点活用研究A」への移行を推薦する場合があります。契約

は年度毎に行うものとし、開始期は契約が締結された日とし、終期は原則として年度末とします。

採択予定数は数課題程度。1課題あたり年間2000万円程度を予定しています。

「スーパー特区研究」「拠点活用研究 A」「拠点活用研究 B」ともに、初年度については期間・内容を勘案し、予算を調整させていただくとともに、採択件数を変更することがあります。詳細は、審査から契約締結までの間に調整させていただきます。また、2年目以降の額については未定ですが、上記予定額を前提に計画を立ててください。

(2) 研究体制

橋渡し研究には、強い知財獲得、プロトコルにもとづく着実な研究推進、安定した製剤・製造法の確立など極めて実務的な作業が必要となります。そこで、研究推進にあたっては、文部科学省で整備を進めている橋渡し拠点機関（以下、拠点機関*という。）との連携を必要条件とします。

したがって、研究体制については、次に掲げる者により構成されることとします。

①研究代表者

研究計画の遂行にすべての責任を負う研究者を研究代表者と言います。大学・研究機関が有する橋渡し研究シーズを対象とするために、企業の研究者は研究代表者になれません。

②研究分担者

研究代表者と研究項目を分担して研究を実施し、分担した研究項目について責任を負う者を研究分担者と言います。産学連携体制の構築（例えば将来の企業主導治験への移行）を勘案して、企業の研究者も研究分担者と対象となれます。

なお、研究分担者の参加は必須ではありません。

③拠点機関

橋渡し研究の加速化に関する実務を担う、または実務を支援する機関です。拠点機関の参加は必須条件です。

- ・ 提案書に連携する拠点機関の計画・予算を記入して下さい。
- ・ ただし、拠点機関との協議が進んでいない場合は、連携をご希望する機関名を記述してください。採択後に役割・予算の分担について調整をいたします。
- ・ 希望する拠点を選定できない場合は「未定」とご記入下さい。採択後にご相談に応じます。

④実施機関

①②の所属する機関および③拠点機関をあわせて実施機関と呼びます。

*具体的な拠点機関は、文部科学省橋渡し研究支援推進プログラムのホームページ

<http://www.tr.mext.go.jp/index.html>をご覧ください。

(3) 研究の領域

対象とする研究の領域は、次のとおりです。

- ・ 医薬品（低分子薬、タンパク・ペプチド医薬、抗体医薬、遺伝子医薬、細胞製剤等）
- ・ 先端医療技術（移植・整形・放射線治療等、これらの医療に不可欠な医療機器・器具・材料の開発を含む）

4. 選定

(1) 審査・選定方法

①本事業に関する審査は、文部科学省に設置した外部有識者からなる審査委員会において行います。

②審査委員会では、次の手順によって審査を行い、合議審査により採択課題を選定します。

(i) 第1次審査（書類選考）

審査委員会において、提出された提案書類にて書類選考を実施します。

(ii) 第2次審査（面接選考）

第1次審査を通過した提案について、審査委員会による研究代表者等に対する面接選考を実施します。面接の日時、場所等は事務担当者を通じて通知します。面接に出席しなかった場合は、辞退と見なされます。

(iii) プロトコル等および知的財産・市場の調査

第1次審査の時点から、文部科学省において、提出されたプロトコルおよび試験物概要書に該当する文書の点検を行うとともに、申請された研究課題の知的財産の強さ、および市場性、競合技術についての調査を行います。プロトコル、試験物概要書該当文書、知的財産および市場性について問題があった場合は、採択後であっても採択の取り消し、契約の解除を実施する場合があります。

ただし、拠点活用研究Bについては、プロトコルの代わりに非臨床実験の計画書、試験物概要書に該当する文書の代わりに関連論文を提出していただき、この2つについて点検いたします。

③審査は非公開とし、課題選考に携わる委員には、審査の過程で取得した一切の情報を、委員の職にある期間だけではなく、その職を退いた後でも第三者に漏洩しないこと、情報を善良な管理者の注意義務をもって管理すること等の秘密保持を遵守することを義務づけています。

④審査委員会における意見等を踏まえ、必要に応じ申請内容の修正・変更を求めることや、申請のあった体制の見直しや変更等の調整を行うことがあります。

⑤全ての審査終了後、事務連絡担当者を通じて採択の可否を通知します。なお、選考の途中経過についての問い合わせには応じられません。

(2) 選定の観点

①研究計画の目的、目標（例えば治験申請年次）、ロードマップ、試験物、製品化イメージ、ビジネスモデルが明示されていること

②次の項目が明確であること、もしくはこれらの項目を明確にするための手段・計画を有していること

- ・知的財産の確保状況

- ・試験物の画期性・市場性：市場性は市場規模だけでなく必要性・代替性を審査します。例えば稀少疾病が対象であればその現況や代替手段の有無等を勘案します。

- ・試験物の調達法・製造法・品質・規格

- ・非臨床試験の成績：拠点活用研究Bの場合は今までの小動物試験・インビボ試験等の成果を評価します。

- ・臨床試験の実施計画（プロトコル）の完成度：ただし拠点活用研究Bの場合は計画している非臨床試験の計画を評価します。

- ・企業との連携状況および利益相反
- ・医療行政・規制当局との対応状況

- ③倫理的・法的・社会的問題および利益相反について、ガイドライン等に準拠したものとなっていること
- ④研究者間および拠点機関の間で連携が取られた計画であること
- ⑤参画する研究者が担当する疾患分野に関する臨床、疾患研究の実績を有していること。またバリデーション等に必要な一定の疾患集団を有する、または確保できること
- ⑥すべての実施機関において事務処理・会計処理等に関する体制に妥当性が認められること

(3) 不合理な重複・過度の重複に対する措置

①不合理な重複に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究課題（競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、国又は独立行政法人の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であつて次のいずれかに該当する場合、本プログラムにおいて、審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の減額（以下、「採択の決定の取消し等」という。）を行うことがあります。

- ・ 実質に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ）の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・ 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・ 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・ その他これに準ずる場合

なお、本プログラムへの申請段階において、他の競争的資金制度等への提案を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本プログラムの事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本プログラムにおいて、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

②過度の集中に対する措置

本プログラムに提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ（以下、「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であつて、次のいずれかに該当する場合には、本プログラムにおいて、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・ 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要なとする時間の配分割合（%））に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・ その他これらに準ずる場合

このため、本プログラムへの提案書類の提出後に、他の競争的資金制度等に申請し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本プログラムの事務担当に報告してください。この報

告に漏れがあった場合、本プログラムにおいて、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

③不合理な重複・過度の集中排除のための、申請内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、申請（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発システム（e-Rad）などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当部門に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

④本プログラムにおける重複申請の制限

同一の研究者が研究代表者として応募できる課題の数は1件のみとします。また、同一の研究者が複数の課題に研究分担者として応募する場合、効率的・効果的な事業の実施等に留意して申請してください。

(4) 他府省を含む他の競争的資金等の受け入れ状況

応募様式の「様式7 他制度等による助成」の記入内容について、事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

5. 事業の実施

(1) 事業の運営

本事業の円滑な実施を図るため、研究代表者、および研究分担者、拠点機関、外部有識者やプロジェクトリーダー*等で構成されるシーズ進捗会議を設置し、進捗状況やプロジェクト全体の方向性を確認・調整するために、年に数回開催いたします。この進捗会議には、文部科学省が指名するプログラムディレクター（PD）及びプログラムオフィサー（PO）、橋渡し研究のサポート機関が参加し、全体の進捗状況の把握、必要な助言等を行うこともあります。さらには、プログラムディレクター（PD）の求めに応じ、拠点調査（年2回実施）、サポート機関が開催する拡大運営委員会への出席を求められます。研究代表者、および研究分担者、拠点機関は、円滑な事業の推進のためプログラムディレクター（PD）、プログラムオフィサー（PO）及びサポート機関に協力する義務を負う必要があります。

*プロジェクトリーダーとは、プロジェクトの進捗管理全体に責任と権限を持つ人物で、製薬メーカーではプロジェクトに対して冷静な判断ができるように、発明者でない人物が担当するケースが多い。本プログラムにおいて、研究計画の推進責任は研究代表者にあるが、プロジェクトリーダーを別途定め（例えば拠点機関に所属するプロジェクトリーダー経験者）、機動的な体制をつくることが望ましい。

(2) 評価

すべての参画している研究者・拠点機関は、毎事業年度終了後に、研究の進捗状況を文部科学省に報告するとともに、事業終了後に成果報告書を提出するものとします。

文部科学省は事業開始3年を目安として中間評価を実施し、継続することが妥当であると判断された実施機関についてのみ、事業の継続を決定します（事業期間が5年の課題のみ）。また5年度目の事業終了時を目途に事後評価を実施します。なお、これらの評価結果については、原則として公開することとします。

(3) 知的財産の取扱い

以下の知的財産権については、我が国の産業活力の再生を速やかに実現する事を目的とする「産業技術力強化法」(平成12年法律第44号)を適用すれば、委託契約書に基づき必要な確認書を提出することで、受託機関・組織に権利がすべて帰属することとなります。

- ・ 特許権、特許を受ける権利(特許法)
- ・ 実用新案権、実用新案登録を受ける権利(実用新案法)
- ・ 意匠権、意匠登録を受ける権利(意匠法)
- ・ プログラムの著作物及びデータベースの著作物の著作権(著作権法)
- ・ 回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利(半導体集積回路の回路配置に関する法律)
- ・ 育成者権、品種登録を受ける権利(種苗法)
- ・ コンテンツ(コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律)

6. 本プログラムの契約・経費等

(1) 契約形態

文部科学省とすべての実施機関との間において、毎年度委託契約を締結します。また、実施機関の間の業務分担・守秘義務等を定めた契約については強制するものではありませんが、研究およびその後の事業化の円滑のために締結することを期待します。

再委託は認められません。

※単純に試験物の製造等の依頼を行なうような定型的な役務は外注することができますが、探索的な製造等で知財権が発生するような研究的要素を伴う役務は外注できないことがあります。

(2) 経費

経費については、別表1の費用を負担することとします。ただし、設備備品費、試作品費、人件費、事業実施費については、本プログラムに直接係るもののみとし、間接的に必要となる経費については、間接経費で手当します。なお、施設に係る経費に直接経費を充当することはできません。

7. 申請書類等の作成・提出方法

申請に当たっては、①郵送による申請書類(紙媒体及び電子媒体)の提出、②府省共通研究開発管理システム※(以下、「e-Rad」という。)を用いた申請書類(電子媒体)のアップロード、③e-Radを用いたWeb上での入力、が必要です。必要な様式と部数は以下の通りです。なお、①～③の全ての提出等がない場合、申請を受理いたしませんのでご注意ください。

※ 各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス(応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等)をオンライン化する府省横断的なシステム。

| 様式名 | 提出方法 | | |
|--|-----------|--------------------------|--------------------------------|
| | 郵送による提出 | | e-Radによる提出 |
| | 紙媒体 | 電子媒体 | 電子媒体 |
| 様式1～7 | 正・副本 1部ずつ | PDF・Wordファイル それぞれ1部ずつ | PDFもしくは、Word ファイル いずれか1部 |
| 別紙 (チェックシート) | 1部 | — | — |
| 添付資料1 (試験物概要書に 該当する文書、拠点 活用研究 B の場合 は関連論文) | — | PDFファイルそれぞ れ1部ずつ | — |
| 添付資料2 (プロトコル、拠点 活用研究 B の場合 は非臨床の実験計 画書) | | | |
| 添付資料3 (提案内容確認書、 スーパー特区研究 のみ) | | | |

※このほか、e-Radを用いた Web 上での入力の手続きが必要です。

(1) 郵送による申請書類（紙媒体及び電子媒体）の提出

①申請書類の作成方法

- ・ 申請書類の様式*は、独立行政法人 科学技術振興機構 研究振興支援業務室のホームページ (<http://www.jst.go.jp/keytech/>) からダウンロードすることができます。
(*別添4に提案書の様式および別紙を掲載しております)
- ・ 申請に際しては、様式1～7及び別紙に従って、日本語で記載漏れのないよう申請書類を作成してください。
- ・ 用紙サイズは全てA4版、文字サイズは10～12ポイントとし、正確を期すため、ワープロ等判読しやすいもので作成してください。
- ・ 申請書類には通し番号（表紙から1/〇とし、以降2/〇、3/〇とする通しページ/総ページ数を記入）を中央下に必ず記入してください。
- ・ 申請書類については、それぞれ左肩をクリップ止め（ホッチキスでは止めないこと）にして、2部（正本1部、副本1部）提出してください。なお、正本はカラー・片面印刷、副本は白黒・両面コピーに限ります。
- ・ ページ数に制限のないものについても、できるだけ簡潔かつ明瞭に記載してください。申請書類は合計で原則30ページ以内にまとめてください。

②申請書類の提出方法

- ・以下の紙媒体と電子媒体を提出してください。
 - ア) 申請書類の紙媒体を2部（正本1部、副本1部）
 - イ) 申請書類のPDFとWord（Microsoft Word2003以下を推奨）ファイルをフロッピーディスク又はCD-R等に記録したものを1部
 - ウ) 添付書類のPDFファイルをフロッピーディスク又はCD-R等に記録したものを1部
- ・簡易書留または、宅配便で期限内に③の提出先に送付してください（持参、FAX、電子メールによる提出は受け付けません。）。

③申請書類の提出先及び提出締切り

・提出先

科学技術振興機構 研究振興支援業務室

郵送、宅配便等による送付：

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-7 九段センタービル6階

科学技術振興機構 研究振興支援業務室

「橋渡し研究支援推進プログラム（橋渡し加速研究）」係

・提出締切り

平成21年7月21日（火曜日）（17時必着）

※期限を過ぎた場合には受理できないので注意してください。

④留意事項

- ・郵送中の事故等については、当方は一切の責任を負いません。
- ・提出期間内に到着しなかった応募書類は、いかなる理由があろうとも受理しません。
また、申請書類に不備がある場合は、審査対象とはなりません。
- ・申請書類を受領した後の修正（差し替え含む）は、一切受け付けません。
- ・申請書類は返却しません。
- ・申請書類については、実施機関等の課題選考のためにのみ利用します。応募内容に関する秘密は厳守します。
- ・個人情報については本公募に関することにのみ適切に使用します。
- ・申請は代表機関もしくは、研究代表者が所属する機関の長が行うこととし、参加する全ての機関・組織の承諾を取った上で提出してください。

(2) e-Rad を用いた電子媒体の様式のアップロード、web 入力

（別添2）を参照し、e-Rad を用いた電子媒体の申請書類のアップロード、及び Web 上での入力作業を行ってください。不明な点は（別添2）に記載されているヘルプデスクへお問い合わせください。なお、研究機関の登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

締切りは、平成21年7月21日（金曜日）17時です。期限を過ぎた場合には申請を受理できないので注意してください。

8. 公募から事業開始までのスケジュール

平成21年

- ・ 6月19日 公募開始
- ・ 7月21日 公募締切
- ・ 8月上旬から中旬 第1次審査（書類選考）および第2次審査（面接選考）
- ・ 9月上旬（予定） 実施機関の採択、採択通知もしくは非採択通知
- ・ 10月上旬（予定） 委託契約、事業開始

※ヒアリング対象者には、8月上旬をめどにご連絡します。

9. 問い合わせ先

(1) 書類作成・提出に関する問い合わせ先

科学技術振興機構 研究振興支援業務室（担当：高橋弘、中神啓仁）

住 所：〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-7 九段センタービル6階

T E L：03-5214-7990（代表）

E-mail：cellask@jst.go.jp

(2) e-Radに関する問い合わせ先

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）ヘルプデスク

T E L：0120-066-877

※午前9:30～午後5:30※土曜日、日曜日、祝祭日を除く

(3) 制度に関する問い合わせ

文部科学省 研究振興局 研究振興戦略官付（担当：須藤、田尻、山中）

住 所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

T E L：03-5253-4111 又は 050-3772-4111（代表）

E-mail：senryaku@mext.go.jp

10. 留意事項

(1) 不正使用及び不正受給への対応

(i) 研究費の不正使用等が認められた場合の措置

①契約の解除などの措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

②申請及び参加の制限

本制度の研究費の不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、本制度への申請及び参加を制限します。

また、他府省・独立行政法人を含む他の競争的資金担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置

の内容等)を提供する場合があります。(他府省・独立行政法人を含む他の競争的資金制度において、申請及び参加が制限されることとなる可能性があります。)

なお、この不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する、本制度における申請及び参加の制限の期間は、不正の程度により、以下の表の通り、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降2年から5年間とします。

| 不正使用等の内容 | 制限の期間（不正が認定された年度の翌年度から） |
|--------------------------|---|
| 単純な事務処理の誤り | なし |
| 本事業による業務以外の用途への使用がない場合 | 2年 |
| 本事業による業務以外の用途への使用がある場合 | 2～5年 (具体的期間は、程度に応じて個々に判断される。) <例> ・ 本事業による業務に関連する研究等の遂行に使用（2年） ・ 本事業による業務とは直接関係のない研究等の用途に使用（3年） ・ 研究等に関連しない用途に使用（4年） ・ 虚偽の請求に基づく行為により現金を支出（4年） ・ 個人の利益を得るための私的流用（5年） |
| 提案書類における虚偽申告等、不正な行為による受給 | 5年 |

(2) 研究活動の不正行為が認められた場合の措置

(i) 各制度の措置

- ・ 契約の解除・変更、委託費の返還

研究活動の不正行為が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、研究活動の不正行為の悪質性等に考慮しつつ、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(注) 競争的資金の適正な執行に関する指針（平成18年11月14日改正競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、不正行為の悪質性等に考慮しつつ、不正行為が認められた研究者が得た競争的資金について、全部又は一部の返還を求めることができるという主旨の記載をしてください。

(ii) 申請及び参加の制限

以下の者について、一定期間、本制度への申請及び参加を制限します。また、他府省を含む他の競争的資金担当課に当該不正行為等の概要（不正行為等をした研究者名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正行為等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金担当課は、所管する競争的資金への申請及び参加を制限する場合があります。

実施課題に関する研究活動の不正行為（捏造、改ざん、盗用以下、「不正行為等」という。）への措置については、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」（平成18年8月8日 科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会）に基づき、以下の通りとします。

| 措置の対象者 | 制限される期間（不正が認定された年度の翌年度から） |
|--|---------------------------|
| 不正行為があったと認定された研究にかかる論文等の、不正行為に関与したと認定された著者、共著者及び当該不正行為に関与したと認定された者 | 2～10年 |
| 不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者 | 1～3年 |

(3) 他の競争的資金制度で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度*において、研究費の不正使用等又は研究活動の不正行為等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度において応募資格が制限されている期間中、本制度への申請及び参加を制限します。

「他の競争的資金制度」について、平成21年度に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、平成20年度以前に終了した制度においても対象となることがあります。

※現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のHPをご覧ください。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/09ichiran.pdf>

(4) 生命倫理及び安全対策等に係る留意事項並びに関係法令等に違反した場合の措置

ライフサイエンスに関する研究については、生命倫理・安全対策等の観点から別添3の法令又は指針等により必要な手続等が定められているため、当該手続等（今後、新たに指針等が定められる場合には、その指針等の手続等を含む。）を遵守し、機関内倫理審査委員会における審査等を適切に行った上で研究を実施してください。

これらの関係法令・指針等（別添3に明示されていない関係法令・指針等を含む）に違反し、研究計画を実施した場合には、違反した旨を公表するとともに、委託費の交付をしないことや委託費の交付を取り消すことがあります。また、法令に違反した場合には、法令に基づく罰則がかかることもあります。

なお、機関内倫理審査委員会については、「機関内倫理審査委員会の在り方について」（平成15年3月20日科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会）を参照しつつ、法令又は指針等に基づき適切に運営することとします。

また、機関内倫理審査委員会については、「機関内倫理審査委員会の在り方について」（平成15年3月20日科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会）を参照しつつ、法令又は指針等に基づき適切に運営することとします。

なお、関係法令・指針等の詳細については、別添3を参照してください。

(5) 間接経費に係る領収書の保管に係る事項

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から5年間適切に保管してください。

(6) 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく体制整備等の実施状況報告書の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制の整備、及びその実施状況等についての報告書を提出することが必要です。（実施状況報告書の提出がない場合の研究実施は認められないことがあります。

このため、以下のホームページの様式に基づいて、[平成21年8月3日（月）までに、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、報告書が提出されていることが必要です。

報告書の提出方法の詳細については、以下の文部科学省HPをご覧ください。

【HPアドレス】 http://www.mext.go.jp/a_menu/02_b/08191222/001.htm

（注）なお、提出には、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Radへの研究機関の登録手続きを行っていない機関にあつては、早急に手続きをお願いします。（登録には通常2週間程度を要しますので十分ご注意ください。e-Rad利用に係る手続きの詳細については、上記HPに示された提出方法の詳細とあわせ、以下のホームページをご覧ください。）

【HPアドレス】 <http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

ただし、平成20年4月以降、別途の機会で報告書を提出している場合は、今回新たに報告書を提出する必要はありません。

また、平成22年度以降も継続して事業を実施する場合は、平成21年秋頃に、再度e-Radを利用して、報告書の提出が求められる予定ですので、文部科学省あるいは独立行政法人科学技術振興機構からの周知等に十分ご留意ください。

報告書の提出の後、必要に応じて、文部科学省（資金配分機関を含みます）による体制整備等の状況に関する現地調査に協力をいただくことがあります。

また、報告内容に関して、平成19年5月31日付け科学技術・学術政策局長通知で示している「必須事項」への対応が不適切・不十分である等の問題が解消されないと判断される場合には、研究費を交付しないことがあります。

(7) e-Rad上の課題等の情報の取扱い

採択された個々の課題に関する情報（制度名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額及び実施期間）については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後適宜本制度のホームページにおいて公開します。

(8) 府省共通研究開発管理システムからの政府研究開発DBへの情報提供等

文部科学省が管理運用する府省開発共通研究管理システム（e-Rad）を通じ、内閣府の作成する標記データベースに、各種の情報を提供することがあります。

また、これら情報の作成のため、各種の作業や情報の確認等についてご協力いただくことがあります。

※「政府研究開発データベース」：国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分等の方針の企画立案を行うため、内閣府総合科学技術会議が各種情報について、一元的・網羅的に把握し、必要情報を検索・分析できるデータベースを構築しています

(9) 統合データベースへのデータ提供

本プログラムはライフサイエンス分野のデータ産生を伴うプロジェクトであるため、本プログラムの実施者は、ライフサイエンス分野における研究に資するよう、本プログラムの実施の結果産生したデータ又はデータベースを、一般に利用可能な形で公開するべく努めるものとします。そのため、本プログラムの実施者は、毎事業年度にまとめる成果報告書の提出に合わせて、論文発表等で公表された成果に関わる生データの複製物、又は本プログラムで構築した公開用データベースの複製物を、ライフサイエンス統合データベースセンター※又は文部科学省の指定する機関に提供するものとします。提供された複製物については、ライフサイエンス分野のデータベース整備（統合データベース構築）に利用するため、これら複製物に関わる知的財産権を非独占的に複製・改変その他必要な形で利用できるものとします。なお、本プログラムの実施者は、複製物の提供を受けた機関の求めに応じ、複製物を利用するに当たって必要となる情報提供に協力するものとします。

※ライフサイエンス統合データベースセンター（<http://dbcls.rois.ac.jp/index.html>）

生命情報のデータ又はデータベースはライフサイエンス研究を支える基盤であり、その整備を推進するため、文部科学省では「統合データベースプロジェクト」を実施しています（<http://lifesciencedb.mext.go.jp/>）。ライフサイエンス統合データベースセンターは大学共同利用機関法人情報・システム研究機構に属し、当該プロジェクトを実施するための中核機関です。本センターでは、我が国のライフサイエンス関係データベースの利便性の向上を図るため、データベース整備戦略の立案・評価、データベース統合化の基盤技術開発、及び統合化データベース開発等を行い、ライフサイエンスデータベースの統合化を推進しています。

なお、本センターは、ライフサイエンスの基盤となるデータの保存と配布の役割を担うデータデポジトリのサイトであり、データ提供者と競合するような研究活動を行う機関ではありません。

(別表1)

費目・種別一覧表

| 費目 | 種別 | 備考 |
|-------|--|--|
| 設備備品費 | — | 取得価格が10万円以上かつ耐用年数が1年以上の機械装置、工具器具備品の購入、製造又は改良に要する費用。 ※資産計上するものの経費 |
| 試作品費 | — | 試作する装置に要する費用。 ※単年度では資産計上しないものであるが、文部科学省の指示で資産計上する可能性があるもの |
| 人件費 | 業務担当職員 補助者 社会保険料等事業 主負担分 | 業務担当職員と補助者は必ず別の種別とすること。さらに単価の違いに応じて、「主任研究員」「研究員A」「部長級」等と細分した種別を用いてもよい。独立行政法人、特殊法人、国立大学法人及び学校法人については、人件費対象者が運営費交付金、私学助成の補助対象者ではないこと。 ※他の経費からの人件費支出との重複について特に注意すること |
| 業務実施費 | 消耗品費 国内旅費 外国旅費 外国人等招へい旅 費諸謝金 会議開催費 通信運搬費 印刷製本費 借損料 雑役務費 電子計算機諸費 保険料 光熱水料 消費税相当額 | 種別欄は、上記の各費目に含まれない、(研究用等) 消耗品費、国内旅費、外国旅費、諸謝金、会議開催費、通信運搬費、印刷製本費、借損料、雑役務費(委託業務に専用されている設備備品で委託業務使用中に故障したものを補修する場合を含む)、電子計算機諸費(プログラム作成費を含む)、保険料(委託業務実施する上で法律により保険料の支払が義務づけられているもの)、光熱水料(一般管理費からの支出では見合わない試験等による多量の使用の場合のみ、かつ、原則個別メータがあること) 消費税相当額(消費税に関して非課税取引となる「人件費(通勤手当除く)」、「外国旅費・外国人等招へい旅費のうち支度料や国内分の旅費を除いた額」、「諸謝金」及び「保険料」の5%に相当する額)等を記載する。 なお、消費税相当額については、消費税の免税事業者等については計上しないこと。また、課税仕入分について還付を予定している経費については、見合い分を差し引いて計上すること。 |
| 間接経費 | | 間接経費は、競争的資金で間接経費を計上できるプログラムの委託契約において、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」(平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)の別表1の経費に使用できる。 間接経費は「直接経費の30%」。 |

(別添1)

予算決算及び会計令（抄）

第70条

契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別な理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

第71条

契約担当官等は、次の各号の1に該当すると認められる者を、その事実があつた後2年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者
 - 六 前各号の1に該当する事実があつた後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

(別添2)

e-Rad の利用方法

(1) 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) について

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) とは、各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス (応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等) をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの愛称で、Research and Development (科学技術のための研究開発) の頭文字に、Electric (電子) の頭文字を冠したものです。

(2) 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) の操作方法に関する問い合わせ先

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) の操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。

e-Rad のポータルサイト (以下、「ポータルサイト」という。) をよく確認の上、問い合わせてください。なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

・ポータルサイト <http://www.e-rad.go.jp/>

・問い合わせ先

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) ヘルプデスク

T E L : 0120-066-877

午前 9:30～午後 5:30 (土曜日、日曜日、祝祭日を除く)

(3) 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) の使用に当たっての留意事項

①e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) から参照またはダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

②システムの利用可能時間帯

(月～金) 午前 6 : 0 0 ～翌午前 2 : 0 0 まで

(日曜日) 午後 6 : 0 0 ～翌午前 2 : 0 0 まで

土曜日は運用停止とします。なお、祝祭日であっても、上記の時間帯は利用可能です。ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせします。

③研究機関の登録

応募に当たっては、応募時まで e-Rad に研究機関が登録されていることが必要となります。

研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、事務代表者はポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を (事務分担者を設ける場合は、事務分担者申請も

併せて)行ってください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

④研究者情報の登録

本プログラムに応募する際の実施担当者を研究者と称します。所属研究機関は実施担当者の研究者情報を登録し、ログインID、パスワードを取得することが必要となります。ポータルサイトに掲載されている所属研究機関向け操作マニュアルを参照してください。

(4) システムを利用した応募の流れ

所属研究機関が行います

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) への登録

研究機関で1名、事務代表者を決め、ポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を(事務分担者を設ける場合は、事務分担者申請も併せて)行います。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

所属研究機関が行います

電子証明書のインポート

システム運用担当から所属研究機関通知書(事務代表者のシステムログインID、初期パスワード)、電子証明書が届きます。作業用PCに電子証明書をインポートし、通知書に記載されたログインID、初期パスワードを入力してログインします。

参照マニュアル：所属研究機関用マニュアル 2.1

所属研究機関が行います

部局情報、事務分担者情報、研究者情報の登録

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）上で、部局情報、事務分担者（設ける場合）、研究者（申請する際に代表者となる方）を登録し、事務分担者用及び研究者用の ID、パスワードを発行します。

参照マニュアル：所属研究機関用マニュアル 2.2, 2.3-4～6, 2.4-1～5, 2.5-1～6

研究者が行います

公募要領・申請様式の取得

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）で受付中の公募の一覧を確認して、公募要領と申請様式をダウンロードします。もしくは、独立行政法人 科学技術振興機構 研究進行支援業務室のホームページ（<http://www.jst.go.jp/keytech/kouboh21-1.html>）から当該ファイルをダウンロードします。

参照マニュアル：研究者用マニュアル 2.1, 2.3-1～2

研究者が行います

応募情報の入力と提出

システムに必要事項を入力及び申請書をアップロードします。
システムには、それぞれ、①Web 上で直接入力が必要な内容、②電子媒体（PDF、Word）で添付する内容があります。

参照マニュアル：研究者用マニュアル 2.3-3～22

所属研究機関が行います

応募情報の確認・承認

事務分担者（設けた場合）が応募情報の確認を、事務代表者が応募情報の承認をします。

参照マニュアル：所属研究機関用マニュアル 2.6-14～15, 18～19

文部科学省にて応募情報を受理

(5) システムへの応募情報入力時の注意事項

①システムへの応募情報入力に当たっては、

ア) Web で直接入力が必要な内容

イ) ポータルに掲載されている電子媒体の所定の様式に記入し、当該ファイルを添付するものがあり、それぞれ、入力、作成が必要です。

ア) については、研究代表者が、e-Rad にログイン後、応募情報登録画面において、以下の項目を入力することが必要になります。

【研究共通情報の入力画面】

- ・ 新規継続区分
- ・ 研究開発課題名
- ・ 研究期間（開始年度、終了予定年度）
- ・ 主分野（コード）
- ・ 研究目的
- ・ 研究概要 など

【研究個別情報の入力画面】

➤ 課題区分のチェック

【応募時予算額の入力画面】

- ・ 年度ごと使用内訳を記入

【研究組織情報の入力】

- ・ 研究者代表者、研究分担者の直接経費・間接経費の総額、エフォート
- ・ 研究分担者の所属機関コード、部局名、職名 など

【採択状況の入力】

- ・ 研究代表者の他の応募の助成の有無、配分機関コード、事業コード、研究開発課題名、研究期間、予算額、エフォート

ア) については、様式1～8までの電子媒体をダウンロードし、「Word」

「PDF」のいずれかの形式にて作成し、応募してください。「Word」「PDF」の対応バージョンについては、研究者用マニュアルを参照してください。

注1) 電子媒体に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」「BMP」「PNG」形式のみと

してください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しくPDF形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、研究者向け操作マニュアルを参照してください。

注2) アップロードできる電子媒体のファイルの最大容量は3MBです。それを超える容量のファイルは独立行政法人 科学技術振興機構 研究振興支援業務室へ問い合わせてください。

注3) 電子媒体の様式は、アップロードを行うと、自動的にPDFファイルに変換されます。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換されたPDFファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、研究者向け操作マニュアルを参照してください。

注4) 提出締切日までにシステムの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」となってい

ない申請は無効となります。正しく操作しているにも関わらず、提出締切日までに「配分機関受付中」にならなかった場合は、ヘルプデスクまで連絡してください。

注5) 申請の受理状況は、「受付状況一覧画面」から確認することができます。

(別添3)

動物実験、生命倫理・安全対策に関する取組みに関わる法令・指針等

【動物実験に関する取組みに関わる法令・指針等】

・実験動物を使用する研究を含む研究計画

研究計画に、実験動物を使用する研究を含む場合には、動物福祉の観点から適切な配慮を行うため、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）、動物の殺処分方法に関する指針（平成19年環境省告示第105号）、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号）等に基づき当該研究を実施してください。

また、動物実験を行う際には、動物実験の指針を整備するとともに、動物実験委員会を設置し、適切な動物実験を行ってください。動物実験の導入に際しては、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成18年法律第67号）に基づく飼養許可証の確認や特定動物の飼養又は保管の方法の細目（平成18年環境省告示第22号）を遵守するなど、常に適切なものとなるように努めてください。

なお、これらに違反して研究が実施されていることが確認された場合は、本委託費の交付を取り消すことがあります。

【生命倫理及び安全対策に関する取組みに関わる法令・指針等】

●生命倫理及び安全対策に係る留意事項

ライフサイエンスに関する研究については、生命倫理・安全対策の観点から以下の法令又は指針等により必要な手続等が定められているため、当該手続等（今後、新たに指針等が定められる場合には、その指針等の手続等を含む。）を遵守し、適切に研究を実施してください。

指針等の詳細については文部科学省ホームページ「生命倫理・安全に対する取組」（http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/seimei/main.htm）を参照してください。

なお、これらに違反して研究が実施されていることが確認された場合は、本委託費の交付を取り消すことがあります。

・特定胚の取扱いを含む研究計画

研究計画に、特定胚（人クローン胚または動物性集合胚）の取扱いを含む場合には、「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律」（平成12年12月6日法律第146号）、「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律施行規則」（平成21年5月20日文部科学省令第25号）及び「特定胚の取扱いに関する指針」（平成21年5月20日文部科学省告示第83号）に基づき、当該研究を実施してください。特に、研究の実施に先立ち、文部科学大臣への届出が必要となることに留意してください。前述の文部科学省ホームページ等に関連情報を掲示いたしますので、適宜留意願います。

・ヒトES細胞の樹立及び使用を含む研究計画

研究計画に、ヒトES細胞（ヒト胚性幹細胞）の樹立及び使用を含む場合には、「ヒトES細胞の樹

立及び使用に関する指針」(平成21年5月20日文部科学省告示第84号)に基づき、当該研究を実施してください。特に、研究の実施に先立ち、文部科学大臣の確認を受けることが必要となることに留意してください。また、当該指針については現在改正に向けた検討を行っており、改正後は、これを遵守して研究を行う必要があります。前述の文部科学省ホームページ等に関連情報を掲示しますので、適宜留意願います。

・ヒトiPS細胞等の幹細胞を使用する研究を含む研究計画

研究計画に、ヒトiPS細胞やヒト組織幹細胞を使用する研究を含む場合には、平成20年2月21日付研究振興局長通知「ヒトES細胞等からの生殖細胞の作成等に係る当面の対応について」に基づき、当該研究を実施してください。前述の文部科学省ホームページ等に関連情報を掲示しますので、適宜留意願います。

・ヒトゲノム・遺伝子解析研究を含む研究計画

研究計画に、ヒトゲノム・遺伝子解析研究(提供者の個体を形成する細胞に共通して存在し、その子孫に受け継がれ得るヒトゲノム及び遺伝子の構造又は機能を、試料等を用いて明らかにしようとする研究)を含む場合には、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」(平成16年12月28日文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)に基づき、当該研究を実施してください。前述の文部科学省ホームページ等に情報を掲示しておりますので、適宜留意願います。

・疫学研究を含む研究計画

研究計画に、疫学研究(明確に特定された人間集団の中で出現する健康に関する様々な事象の頻度及び分布並びにそれらに影響を与える要因を明らかにする科学研究)を含む場合には、「疫学研究に関する倫理指針」(平成19年8月16日文部科学省・厚生労働省告示第1号)に基づき、当該研究を実施してください。前述の文部科学省ホームページ等に情報を掲示しておりますので、適宜留意願います。

・臨床研究を含む研究計画

研究計画に、臨床研究(医療における疾病の予防方法、診断方法及び治療方法の改善、疾病原因及び病態の理解並びに患者の生活の質の向上を目的として実施される医学系研究であって、人を対象とするもの)を含む場合には、「臨床研究に関する倫理指針」(平成20年7月31日厚生労働省告示第415号)に基づき、当該研究を実施してください。

・ヒト幹細胞を用いる臨床研究を含む研究計画

研究計画に、ヒト幹細胞を用いる臨床研究(ヒト幹細胞を、疾病の治療のための研究を目的として人の体内に移植又は投与する臨床研究)を含む場合には、「ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針」(平成18年7月3日厚生労働省告示第425号)に基づき、当該研究を実施してください。特に、研究の実施に先立ち、厚生労働大臣の意見を求めること等が必要となることに留意してください。

・遺伝子組換え生物等の使用等を含む研究計画

研究計画に、遺伝子組換え生物等の使用等を含む場合には、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制に

よる生物の多様性の確保に関する法律」(平成15年6月18日法律第97号)及びこれに基づく政省令・告示に基づき、当該研究を実施してください。特に、遺伝子組換え生物等の第一種使用等(環境中への拡散を防止しないで行う使用等)を行う場合、あらかじめ第一種使用規程を定め、主務大臣の承認を受ける義務があること、及び第二種使用等(環境中への拡散を防止しつつ行う使用等)を行う場合、主務省令に定められた又はあらかじめ主務大臣の確認を受けた拡散防止措置を執る義務等があることに留意してください。

遺伝子組換え生物等の使用等に係る各種情報については、前述の文部科学省ホームページ等に掲示しておりますので、適宜留意願います。

- ・ 遺伝子治療臨床研究を含む研究計画

研究計画に、遺伝子治療臨床研究(疾病の治療を目的として遺伝子又は遺伝子を導入した細胞のヒトの体内への投与等に関する臨床研究)を含む場合には、「遺伝子治療臨床研究に関する指針」(平成16年12月28日文部科学省・厚生労働省告示第2号)に基づき、当該研究を実施してください。特に、研究の実施に先立ち、厚生労働大臣の意見を求めること等が必要となることに留意してください。

- ・ 病原体等を使用する研究を含む研究計画

研究計画に、病原体等を使用する研究を含む場合には、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成18年法律第106号)等の関係法令等に基づき、当該研究を実施してください。

(別添4)

(様式1)

提案書

(橋渡し研究支援推進プログラム・橋渡し加速研究)

1. 提案課題

| | |
|-------------------|---|
| 課題名 | 課題名は20字以内とし、サブタイトルはつけないこと。また、提案後、課題の変更は基本的に認めないので注意すること。 |
| 研究の種類 | <input type="checkbox"/> スーパー特区研究 <input type="checkbox"/> 拠点活用研究 A <input type="checkbox"/> 拠点活用研究 B 1つ選択して下さい。 |
| 研究領域 | <input type="checkbox"/> 医薬品 <input type="checkbox"/> 先端医療技術 |
| 研究代表者所属機関 | |
| 研究代表者 | |
| 拠点機関 | 未定の場合は「未定」、希望先はあるがまだ協議が進んでいない場合は「希望先：〇〇拠点」とご記入下さい。 |
| 研究分担者、その所属機関 | 〇〇 (△△大学)、〇〇 (▲研究所)、 |
| 課題の概要 (図を含めることも可) | |

本資料は採択後、課題評価委員会の指摘を反映させた上で採択課題の概要として公開を予定しています。A4で2枚以内に収めること。

2. 研究代表者

| | | | | |
|--------------------------------------|------------------------------------|-----------------------------|------|--|
| 研究代表者の所属機関 | | | | |
| 代表研究者 | ふりがな氏名 | 代表者は治験等に申請する場合の申請者となるべき人。 | 生年月日 | 西暦 19 年 月 日 (歳) ※2008年4月1日現在の年齢 |
| | 機関・所属部署名 | | | 役職名 |
| | ふりがな所在地 | 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇〇-〇 | | |
| | TEL. | | | FAX. |
| | E-mail: | | | |
| 事務連絡担当者 (当該担当者に審査結果等すべての連絡をいたします) | ふりがな担当者名 | | 役職名 | |
| | 機関・所属部署名 | | | |
| | 事務連絡先 (当該担当者に審査結果等すべての連絡をいたします) | 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇〇-〇 | | |
| | TEL. | | | FAX. |
| | E-mail: | | | |

3. 業務実施予定期間 ※予定

平成21年8月※～平成20年3月まで
 なお、業務終了は年度末とする。

* 先導研究は最長3年度間、臨床研究は最長5年度間。

4. 経費の見込額 (概算)

| | | |
|--------|--------|-----|
| 平成21年度 | 百万円 | |
| 平成22年度 | 百万円 | |
| 平成23年度 | 百万円 | |
| 平成24年度 | 百万円 | |
| 平成25年度 | 百万円、総額 | 百万円 |

5. 拠点機関

| | | | | |
|------------|--|---|---|--|
| 拠点機関 | まだ未定の場合は「未定」、希望先はあるがまだ交渉が進んでいない場合は「希望先：〇〇拠点」とご記入下さい。 | | | |
| 橋渡し 責任者 | ふりがな 氏名 | 責任者は橋渡し研究支援 組織の長とすること。(機 関の長でも可) | 生年月日 | 西暦 19 年 月 日 (歳) ※2008年4月1日現在の年齢 |
| | 機関・所属部署名 | | | 役職名 |
| | ふりがな 所在地 | 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇〇-〇 | | |
| | TEL. | | | FAX. |
| | E-mail: | | | |
| | 所属機関 の産学官 | 所属機関が「産」「学」「官」のいずれに該当するか記述し て下さい。(独法、国研=「官」、大学=「学」、民間=「産」) | エフォート (年間全業務時間を 100%とした際の 当該研究に割く時間配分率) ●% | |

6. 研究分担者

| | | | | |
|--------------------|--------------|---|---|--|
| 研究分担 者の所属 機関 | | | | |
| 研究分担 者 | ふりがな 氏名 | 責任者は橋渡し研究支援 組織の長とすること。(機 関の長でも可) | 生年月日 | 西暦 19 年 月 日 (歳) ※2008年4月1日現在の年齢 |
| | 機関・所属部署名 | | | 役職名 |
| | ふりがな 所在地 | 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇〇-〇 | | |
| | TEL. | | | FAX. |
| | E-mail: | | | |
| | 所属機関 の産学官 | 所属機関が「産」「学」「官」のいずれに該当するか記述し て下さい。(独法、国研=「官」、大学=「学」、民間=「産」) | エフォート (年間全業務時間を 100%とした際の 当該研究に割く時間配分率) ●% | |

7. 試験物の名称と対象疾患

記載上の留意事項

- ・ 開発を進める試験物（試験薬または試験機器）の名称を1つだけ記載する（仮称も可）。
-
-

8. 開発目標

① 開発の最終目標（いずれかを選択）

- 医薬品／医療機器として市販化、 医療技術として定着・普及

（特記事項）

② 橋渡し加速研究としての目標（＝当該プロジェクトの「出口」）（いずれかを選択）

- 早期（第Ⅰ／Ⅰ-Ⅱ／Ⅱa相）治験の終了、 治験外臨床試験を通じたPOC取得

- 先進医療としての承認、

- 高度医療としての承認、

- その他（

）

（特記事項）

③ 「出口」へ至る主なハードル

i)

ii)

iii)

（特記事項）

④ 「出口」へ至る現時点での到達点

記載上の留意事項

- ・ POC：proof of concept
 - ・ ③「出口」へ至る主なハードルの例としては、特許の強さが不十分、試験物の調達・スケールアップが困難、治験実施体制が未整備、などがある。
 - ・ ④「出口」へ至る現時点での到達点の例としては、マスターセルバンクの完成、サンプルのGMP製造が完了、試験物製造にむけた技術移管が完了、GLP毒性試験が完了、治験に向けた医薬品機構との事前面談終了、治験届を提出、症例登録が完了、臨床試験成績の解析が完了、などがある。
-
-

9. 開発スケジュール

下記のロードマップを参考に、研究開発のスケジュールを作成して下さい。

【参考例】

| 研究課題名 : ロードマップ | A年度 | B年度 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | C年度 上期 | G年度 下期 | D年度 上期 | D年度 下期 |
|------------------------|-----|------------|----|----|----------|----|----|-----|-----|------------|----|------------|-----|--------------------------|-----------|-----------|-----------|
| ・非臨床POC試験 | | ← | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ○イヌ前処置実施 | | | ○イヌ本処置実施 | | | | | ○測定及びデータ整理 | | ○測定及びデータ整理 | | | | | |
| ・非臨床安全性試験 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | GLP対応で一部実施 | | | | | | | | | | | | GLP対応で長期試験を含めて残りの必須試験を実施 | | | |
| ・治験実施戦略策定 | | | | | | | | | | | | | ○決定 | | | | |
| ・プロトコール/CRF等作成支援 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・治験相談/治験届提出等支援 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・治験審査委員会資料作成支援 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・治験実施（進捗管理/データマネジメント等） | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・統計解析実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

10. 知財権の確保状況

① 知財権の詳細情報管理表

| | | | |
|---------------------------------|-------------------|----------------------------|------------------|
| 1) | 発明の名称: | | |
| P C T 出 願 | 出願人(権利者): | | |
| | 出願番号: | 出願日: 年 月 日 | |
| | 公開番号: | 公開日: 年 月 日 | |
| | 実際に移行した国: | | |
| | 特許性 | 新規性: 有/無/不明 | 進歩性: 有/無/不明 |
| 優先権出願国: 日本/他() | | 出願番号: | 出願日: 年 月 日 |
| 侵害調査結果の有/無: 結果(侵害する/しない) (内容:) | | | |
| 備考: | | | |
| 実際に移行した国の詳細情報について | | | |
| 日 本 | 出願番号: | 出願日: 年 月 日 | 審査請求状況: 未/有/請求せず |
| | 登録番号: | 登録日: 年 月 日 | 審査請求日: 年 月 日 |
| | 特許満了日: 年 月 日 | 現状: 維持中、放棄、譲渡、ライセンスイン/アウト、 | |
| | (期間延長後満了日: 年 月 日) | 他() | |
| 2) | 発明の名称: | | |
| P C T 出 願 | 出願人(権利者): | | |
| | 出願番号: | 出願日: 年 月 日 | |
| | 公開番号: | 公開日: 年 月 日 | |
| | 実際に移行した国: | | |

| | | | | |
|---------------------------------|-------------------|-----------------------------------|-----------------|--------------|
| | 特許性 | 新規性：有/無/不明 | 進歩性：有/無/不明 | 利用可能性：有/無/不明 |
| 優先権出願国：日本/他() | | 出願番号： | | 出願日： 年 月 日 |
| 侵害調査結果の有/無： 結果(侵害する/しない) (内容：) | | | | |
| 備考： | | | | |
| 実際に移行した国の詳細情報について | | | | |
| 日本 | 出願番号： | 出願日： 年 月 日 | 審査請求状況：未/有/請求せず | |
| | 登録番号： | 登録日： 年 月 日 | 審査請求日： 年 月 日 | |
| | 特許満了日： 年 月 日 | 現状：維持中、放棄、譲渡、ライセンスイン/アウト、 他() | | |
| | (期間延長後満了日： 年 月 日) | | | |

② 上記特許についての特許戦略/今後の特許出願計画

記載上の留意事項

①について

- ・ 発明の名称・・・PCT出願等の代表的特許出願の発明の名称を記載
- ・ 出願人(権利者)：・・・出願人名(譲渡されていれば、最新の権利者名)を記載
- ・ 出願国・・・「日本」、「PCT(日本、米国)」(各国移行済の場合)、「PCT(全指定)」(移行前の場合)、等
- ・ 件数が足りない場合、必要に応じて追加してください。

②について

- ①で記載の特許についての特記すべき特許戦略(出願戦略・権利化戦略)や、今後の新たな特許出願計画等があれば、記載。
-

1.1. 試験物の概要

- ① 画期性と市場における位置付け(対象疾病の年間患者数と現況、他薬/他機器との比較、稀少疾病であれば必要性和代替技術の有無にも触れて下さい)

② 調達法(いずれかを選択)

- 国内企業に製造委託、 国内企業から供与、 海外から輸入

自施設で製造、 その他、 未定
(特記事項)

③ 製造元または供給元の名称

④ 品質 (いずれかを選択)

GMP、 非 GMP

(特記事項)

⑤ 規格

記載上の留意事項

- ・ ①画期性と市場における位置付けについては、全体での位置づけが客観的にわかるように記して下さい。文科省で約 50 カ国における競合技術について独自に調査します。調査の結果、市場での競争力等の問題が明らかになった場合は、採択・契約後も取り消します。
 - ・ 非臨床用と臨床用とで異なる場合、両者を区別して記載する。
 - ・ ⑤ 規格：製造設備・方法、純度、安定性等、管理体制、中等量の生産可能性、等について記載する。
-
-

1 2. 非臨床試験成績

① 効力に関する非臨床データ

② 毒性に関する非臨床データ

記載上の留意事項

- ・ ① 効力に関する非臨床データ：動物種、動物での投与ルートを示す。
 - ・ ② 毒性に関する非臨床データ：臓器毒性、用量-反応特性、遅延毒性、毒性防止法、毒性発生後の救済方法等について記載する。
-
-

1 3. 臨床試験の概要

① 試験の枠組み（いずれかを選択）

治験、 非治験、 未定

（特記事項）

② 試験の段階（いずれかを選択）

First-in-man、 First-in-man 以外

（特記事項）

③ プロトコルコンセプト

④ 試験の準備／進捗状況

記載上の留意事項

- ・ ③ プロトコルコンセプト：背景、rationale、試験デザイン、対象疾患、適格規準、主要／副次エンドポイント、測定するバイオマーカー、治療計画、研究期間、目標症例数、POC 取得戦略等について記載する。
 - ・ 当該試験物について複数の臨床試験が計画されている場合、A. ○○に関する第 I 相臨床試験、B. ○○に関する第 II 相臨床試験、等として区別する。
-
-

1 4. 企業との連携・利益相反状況

記載上の留意事項

- ・ 研究を協力して行う企業名、協力形態、成果の帰属先、利益相反状況、折衝・契約状況、企業への研究成果の譲渡スキーム、等について記載する。
-
-

1 5. 医療行政・規制当局対応状況

記載上の留意事項

- ・ 厚生労働省、医薬品医療機器総合機構との折衝・接触の状況と今後の予定、新医薬品候補または新医療機器候補として「標準医療化」し得る展望、政府認可への展望、期待される適応症・用法用量、等について記載する。
-
-

1 6. 製品化（標準医療化）イメージ

記載上の留意事項

- ・ 市場性、市場規模のイメージ、競合品／類似品（類似技術）の有無とその評価、等について記載する。
-
-

(様式2)

実施体制について

(橋渡し研究支援推進プログラム)

○課題名 「 」
○研究代表者名 「 」
○研究代表者所属機関名 「 」
(実施予定期間：平成21年度～平成20年度)

すべての実施機関に関し、以下の項目ごとに整理して記述して下さい。

1. 実施体制について

- ・構築する総合的な実施体制の下で、各実施機関の役割について明確に記述するとともに、機関間が有機的に連携して実施する方策について具体的に記述して下さい。
- ・研究代表者およびその所属機関の適性、参画する各研究分担者の当該課題に関連する研究実績について記述して下さい。
- ・次ページの実施体制図を提出して下さい。

2. 生命倫理・安全面に関わる体制について

ヒトゲノム・遺伝子解析研究、組換えDNA実験など『橋渡し研究支援推進プログラム』の実施課題の募集について(公募要領)の「生命倫理及び安全対策に係る留意事項」にしたがい、該当する法令又は指針がある場合には、生命倫理面・安全対策面で講じる対策、措置状況(倫理審査委員会や安全委員会の設置・審査等の組織内の体制、関係者の理解・協力を得て行うべき課題についてはその具体的な方策を含む。)について記述して下さい。また、法令、指針等に定める手続以外にも提案課題が必要と認めて講じる生命倫理面・安全面の措置についても記述して下さい。

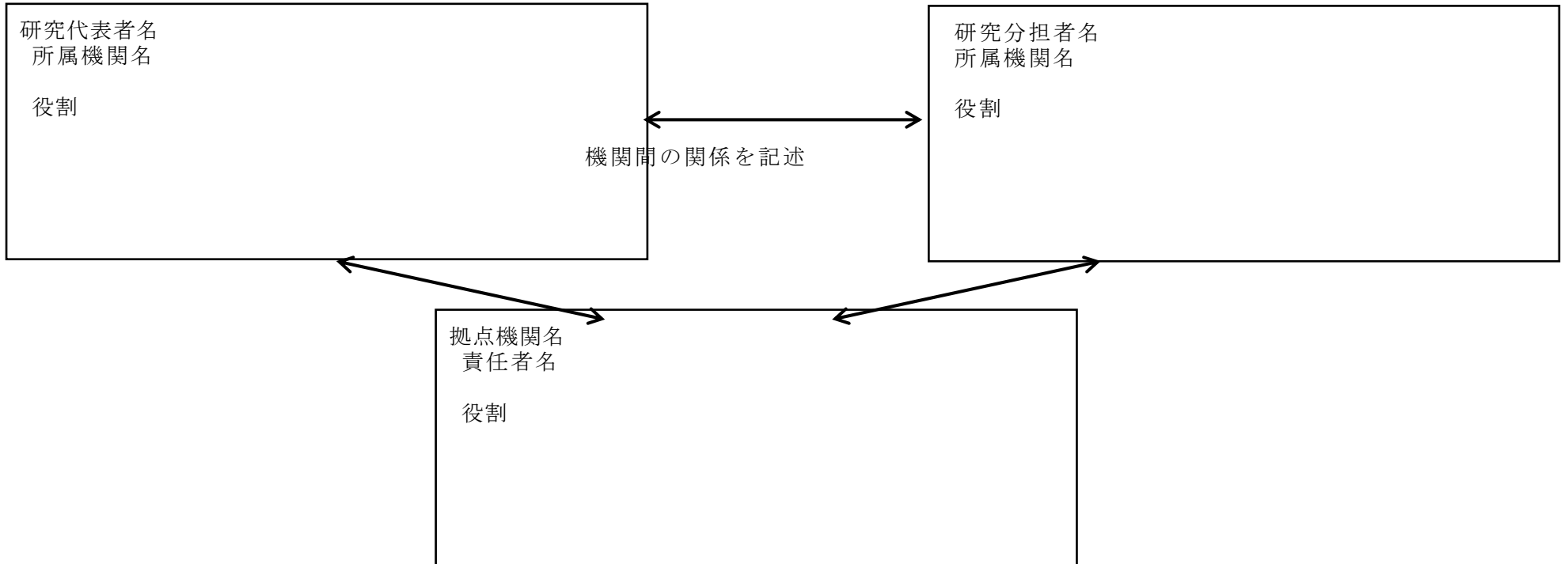
また、動物その他を用いる研究が計画されている場合は、各指針等への適合状況、倫理面及び安全対策への配慮に関し、動物等を科学上の利用に供する場合の配慮等を中心にその状況を記述した上で、倫理面・安全対策面等において問題がないと判断した理由について記述して下さい。

(様式3)

実施体制図 (A4用紙1枚)

(橋渡し研究支援推進プログラム)

- 課題名 「 」
 - 研究代表者名 「 」
 - 研究代表者所属機関名 「 」
- (実施予定機関：平成21年度～平成20年度)



注) 実施機関が複数の場合には、欄を追加してすべての参画機関について記載して下さい。

(様式4) ※研究者ごとに作成してください(各研究者あたり1ページ以内にまとめる)。拠点機関において参画が決定している研究者・プロジェクトマネージャーについても記述下さい。

研究者調書

| | | | |
|--|-------------------|--|--|
| 所属機関・部署・役職 | | 研究者氏名 | |
| 本事業の エフォート 率 | % | 科研費研究者番号 (8桁) | |
| 研究歴 | 最終学歴 | 昭和〇〇年 〇〇大学〇〇学部卒業 | |
| | 学位 | 昭和〇〇年 博士号(〇〇学)取得(〇〇大学) | |
| | 主な職歴 と研究 内容 | (記述例) 昭和〇〇年～〇〇年 〇〇社〇〇部 ※ 〇〇〇〇について研究 昭和〇〇年～〇〇年 〇〇大学〇〇学部 研究員 ※ 〇〇〇〇〇〇に関する研究に従事 平成〇〇年～〇〇年 〇〇大学〇〇学部教授 〇〇〇〇について研究 | |
| 主な業績 ①受賞歴・表彰歴 ②本提案に関する発表論文名・著者名等(論文、著書名、著者名、学協会誌名、巻(号)、最初と最後の頁、発表年(西暦)) *本提案に関する特許はすべて様式1の10に記述して下さい。 | | | |
| | | | |

(様式 5)

年次計画概要

○課題名 「
 ○研究代表者名 「
 ○所属機関名 「
 (実施予定機関： 平成 2 1 年度～平成 2 0 年度)

| 事項名 | 1 年度目 | 2 年度目 | 3 年度目 | 4 年度目 |
|---|--------------------------|-----------|-------|---------------------------------|
| 例) (1) . . . の試験 (担当する実施機関) ※ ○ 研究所 ※ ○ 大学 ○ ○ 学部 ※ ○ (株) ※ . . . | . . . の準備 ← 10(百万円) → | . . . の開発 | | 30(百万円) 取りまとめ ← 10(百万円) → |
| (2) . . . の確立 (担当する実施機関) ※ ○ 研究所 ※ ○ 大学 ○ ○ 学部 ※ ○ (株) ※ . . . | | | | |

注 1) 研究項目ごとに所要経費の概算を付して記述して下さい。
 3) 直接経費 (間接経費を除いた額) について記述して下さい。(様式 4)

(様式6)

所要経費の見込額
(橋渡し研究支援推進プログラム)

○課題名 「
○研究代表者名 「
○所属機関名 「
(実施予定機関：平成21年度～平成20年度)

(単位：百万円)

| 経費の内容 | 年 度 | | | | 総 額 |
|-------------------------------|-------------|---------------|---------------|---------------|-----|
| | 1年度目 | 2年度目 | 3年度目 | 4年度目 | |
| 例) (○○機関) | 30 | 200 | 200 | 200 | 630 |
| 設備備品費 | 18 ※ ○装置 | 70 ※ . . . | 70 ※ . . . | 70 ※ . . . | 228 |
| 試作品費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 人件費 | 0 | 30 | 30 | 30 | 90 |
| 業務実施費(消耗品費、旅費、 雑役務費、光熱水料等) | 5 | 54 | 54 | 54 | 167 |
| 間接経費(上記経費の30%) | 7 | 46 | 46 | 46 | 145 |
| 小計 | | | | | |
| (○○機関) | | | | | |
| 設備備品費 | | | | | |
| 試作品費 | | | | | |
| 人件費 | | | | | |
| 業務実施費(消耗品費、旅費、 雑役務費、光熱水料等) | | | | | |
| 間接経費(上記経費の30%) | | | | | |
| 小計 | | | | | |
| (○○大学) | | | | | |
| ※ . . . | | | | | |
| 計 | | | | | |

注1) すべての実施機関をあわせて書いて下さい。

注2) 経費の内容については、公募要領 P14 別表 1 を参照して下さい。

(様式7)

他制度等による助成

研究代表者及び研究分担者のうち、他制度(公的資金)による助成を受けている場合には、以下のとおり必要事項を記載してください。助成を受けていない場合には、「助成制度」の欄に「なし」と記入してください。

1.実施中の研究テーマ

| | | | | |
|---|----------------|-----------------------------------|-----------|---|
| 1 | 助成制度 | | | |
| | 研究者氏名 | | 当該研究者の役割 | |
| | 研究テーマ | | | |
| | 研究期間 | 平成 年 月 ~ 平成 年 月 | 21年度エフオート | % |
| | 助成金合計 (見込み) | (本人/課題全体) 21年度 千円/ 千円 期間全体 千円/ 千円 | | |
| | 本申請との違い | | | |
| 2 | 助成制度 | | | |
| | 研究者氏名 | | 当該研究者の役割 | |
| | 研究テーマ | | | |
| | 研究期間 | 平成 年 月 ~ 平成 年 月 | 21年度エフオート | % |
| | 助成金合計 (見込み) | (本人/課題全体) 21年度 千円/ 千円 期間全体 千円/ 千円 | | |
| | 本申請との違い | | | |

2.申請中の研究テーマ

| | | | | |
|---|----------------|-----------------------------------|-----------|---|
| 1 | 助成制度 | | | |
| | 研究者氏名 | | 当該研究者の役割 | |
| | 研究テーマ | | | |
| | 研究期間 | 平成 年 月 ~ 平成 年 月 | 21年度エフオート | % |
| | 助成金合計 (見込み) | (本人/課題全体) 21年度 千円/ 千円 期間全体 千円/ 千円 | | |
| | 本申請との違い | | | |
| 2 | 助成制度 | | | |
| | 研究者氏名 | | 当該研究者の役割 | |
| | 研究テーマ | | | |

| | | | |
|----------------|-------------------------------------|-----------|---|
| 研究期間 | 平成 年 月 ~ 平成 年 月 | 21年度エフオート | % |
| 助成金合計 (見込み) | (本人/課題全体) 21年度 千円 / 千円 期間全体 千円 / 千円 | | |
| 本申請との違い | | | |

(別添5)

平成21年 月 日

橋渡し推進合同事業 提案内容に関わる確認書

スーパー特区研究代表者

(研究機関名)

(代表者名)

印

橋渡し推進合同事業に応募した提案内容については、下記のとおり相違ないものと認めます。

記

1. 提出先(いずれかを選択し記載のこと)

文部科学省 橋渡し研究支援推進プログラム

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 基礎研究から臨床研究への橋渡し促進技術開発／橋渡し促進技術開発

2. 提案テーマ名

○○○○

3. 提案代表者

法人名 ○○○○○

代表者名 ○○ ○○

4. 提案代表者が属するスーパー特区

○○○○ (対象スーパー特区採択課題名)

5. スーパー特区採択課題との関係

本提案が、4. に記載した課題の内容に対し、どのように研究開発を加速しようとするのかについて記載してください。

(記載例)

○○○○(スーパー特区採択課題名)では○○の実現を目的に①○○、②○○の開発を行うことを計画している。○○の観点から○○を実施することで、○○の効果が得られ、実用化に向けた取り組みが加速されると期待される。

6. 研究者の追加

本提案が、4. に記載したスーパー特区に参加していない研究者を含む場合、当該研究者の氏名、所属及び役職名を記載してください。

(別添6)

提出書類チェックシート

提出書類について、欠落がないかチェックの上、本状も提出願います。なお、本チェックシートは、応募1件につき1枚提出してください。

研究課題名： _____

| チェック欄 | チェック項目 | | 備考 |
|--------------------------|--------|-------------------------------------|---------------|
| <input type="checkbox"/> | 様式1 | 提案書 | — |
| <input type="checkbox"/> | 様式2 | 実施体制について | — |
| <input type="checkbox"/> | 様式3 | 実施体制図 | — |
| <input type="checkbox"/> | 様式4 | 研究者調書 | 研究者ごとに作成して下さい |
| <input type="checkbox"/> | 様式5 | 年次計画概要 | — |
| <input type="checkbox"/> | 様式6 | 所要経費の見込額 | — |
| <input type="checkbox"/> | 様式7 | 他制度等による助成 | — |
| <input type="checkbox"/> | 添付資料1 | 試験物概要書に該当する文書 (拠点活用研究Bの場合は関連論文) | — |
| <input type="checkbox"/> | 添付資料2 | プロトコル (拠点活用研究Bの場合は非臨床の 実験計画書) | — |
| <input type="checkbox"/> | 添付資料3 | 提案内容確認書 | スーパー特区研究のみ |

※応募書類の提出方法については、公募要領の「8. 申請書類等の作成・提出方法」をご確認ください。